

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税））を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した住所変更の従業者等の提出不要です。異動（退職・転職等）
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。
- 3 異動により給与を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を1月31日（土日の場合は、2月第1月）までに給与支払報告書（個人別明細書及び控除社会保険料額）を提出してください。また、本書とは別に、翌年の場合は、2月第1月）までに給与支払報告書（個人別明細書及び控除社会保険料額）を提出してください。
- 4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者 市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地名称 (特別徴収義務者) 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)	担当氏名 電話番号 内線	特別徴収指定番号	宛名番号	特別徴収指定番号	宛名番号
			特別徴収指定番号	宛名番号	特別徴収指定番号	宛名番号
フリガナ 氏名	新姓	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
例) 11月10日納期限分→10月分	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日		異動後の未徴収税額の徴収方法
生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	月分から	月分から	令和 年 月 日	番号を記入	
個人番号		月分まで	月分まで		① 特別徴収継続	
住所		円	円		② 一括徴収	
		円	円		③ 普通徴収 (本人が納付)	

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地名称 フリガナ	特別徴収指定番号	担当氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
---	-----------------------	---	-------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
--

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

市町村処理欄